



平成 22 年 12 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社幻冬舎  
代表者名 代表取締役社長  
兼社長執行役員 見城 徹  
(JASDAQ・コード7843)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役  
兼常務執行役員 久保田貴幸  
電話 03-5411-6250

### 株式会社TKホールディングスによる当社普通株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社TKホールディングスは、平成22年11月1日(月曜日)から平成22年12月28日(火曜日)までの39営業日を公開買付け期間として、当社普通株式及び当社新株引受権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施していましたが、その結果について、同社より、添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が、買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

以上

(添付資料) 平成22年12月29日付「株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

平成 22 年 12 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 TK ホールディングス  
代表者名 代表取締役 見城 徹

### 株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 TK ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 10 月 29 日、株式会社幻冬舎（コード番号：7843、JASDAQ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株引受権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 22 年 11 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 22 年 12 月 28 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本公開買付けの概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 TK ホールディングス  
東京都千代田区四番町 8 番地 19

##### (2) 対象者の名称

株式会社幻冬舎

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 新株引受権

平成 14 年 2 月 25 日開催の対象者取締役会の決議及び平成 14 年 3 月 13 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 5 回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権（以下「本新株引受権」といいます。）

##### (4) 買付予定の株式等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
27,449 (株)	13,725 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,725株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である27,449株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年11月12日に提出した第18期第2四半期報告書に記載され

た平成22年9月30日現在の発行済株式総数（36,000株）から、同四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,587株）を控除し、これに同日以降、平成22年12月13日の公開買付者による公開買付届出書の訂正届出書の提出日までに本新株引受権の行使により対象者から移転した自己株式数として公開買付者が対象者より報告を受けた株式数（36株）を加算した株式数になります。

(注4) 買付予定数の下限は、買付予定数の過半数に相当する対象者普通株式及び本新株引受権の株式数（13,725株）です。

(5) 買付け等の期間

平成22年11月1日（月曜日）から平成22年12月28日（火曜日）まで（39営業日）

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金248,300円
- ② 本新株引受権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,725株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（15,968株）が当該買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年9月30日政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成22年11月26日大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成22年12月29日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	15,968 (株)	15,968 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	15,968 (株)	15,968 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	8,300 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.24%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	15,968 個	(買付け等後における株券等所有割合 58.17%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	27,413 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年11月12日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、平成22年9月30日以降平成22年12月28日までに本新株引受権の行使により対象者から移転した自己株式(36株)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においてはこれらを加えて、分母を27,449個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 10 番 30 号

② 決済の開始日  
平成 23 年 1 月 6 日 (木曜日)

③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人。以下同じです。)の住所宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成 22 年 10 月 29 日付で公表した「株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、以下の方法により対象者の全株式(但し、

対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。

対象者は、本公開買付けが成立したことを受けて、公開買付者の要請により、①対象者の定款を一部変更して、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できるようにすることにより、対象者を会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。)の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することに関する議案並びに必要なに応じてその他の議案を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する予定です。また、本臨時株主総会において上記①の議案が決議されますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更を行うためには、本臨時株主総会の決議のほか、会社法第111条第2項第1号の規定により、種類株主総会の決議が必要になるため、対象者は、本臨時株主総会と併せて上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催する予定です。公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者は、公開買付者が対象者の発行済株式の100%を所有することができるよう、公開買付け以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付け以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付け以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることとなる金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準に算定される予定です。

対象者は、公開買付者の要請を受け、平成23年2月に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催する予定ですが、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、対象者普通株式は、現在、JASDAQ に上場しておりますが、公開買付者は、対象者の全株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、JASDAQ の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社TKホールディングス（東京都千代田区四番町8番地19）

株式会社大阪証券取引所（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

以上